

通関業法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 通関士試験の受験手数料について、電子情報処理組織を使用して受験願書の提出を行う場合の納付方法を定めることとする。（第7条関係）
- 2 この省令は、平成16年4月1日から施行することとする。